

【ポケットエコー『Miruco』レンタルサービス 約款】 《 年間レンタル 》

約款

第1条 (総則)

本レンタル約款（以下「レンタル契約」といいます。）は、ソニックジャパンホールディングス株式会社（以下「賃貸人」といいます。）からお客様（以下「賃借人」といいます。）が検査機器等の動産を賃借するに当たっての条件を定めるものです。賃借人が、賃貸人の定める所定の申込をし、賃貸人がこれを承諾したときにレンタル契約が締結され、レンタル契約に定めるすべての条件が適用されるものとします。

第2条 (レンタル物件)

賃貸人は、レンタル契約に基づき下記の検査機器の動産等（以下「レンタル物件」といいます。）を、賃借人に賃借するものとします。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) ポケット型超音波装置のモバイル本体【Miruco】 | : 1台 |
| (2) プローブ（プローブ1種類利用または2種類利用） | : 1式 |
| (3) 第1号のモバイル本体にインストールされた動作ソフト | : 1式 |

第3条 (レンタル期間)

- (1) レンタル物件の賃借期間（以下「レンタル期間」といいます。）は、賃貸人が賃借人に対して第5条に基づきレンタル物件を引渡した日から起算した日数とします。
- (2) レンタル期間は下記とします。
 - ① 1年レンタル（365日）

第4条 (レンタル料金)

1. レンタル物件一式のレンタル料金は、下記の料金または予め賃貸人と賃借人が合意した条件によるものとします。
 - 年間レンタルサービス金額（コンベックスプローブ）：242,000円（税込）
 - 年間レンタルサービス金額（リニアプローブ）：319,000円（税込）
 - 年間レンタルサービス金額（コンベックス&リニアプローブ）：506,000円（税込）
2. 前項のレンタル料金は、レンタル期間の途中でレンタル契約が終了した場合でも、原則日割りならびに月割り計算を行わず、賃貸人は既に受領したレンタル料金を賃借人に返金することはありません。ただしレンタル期間中にレンタル物件へのバージョンアップ等による物件の変更を希望の場合は、月割り計算を（月内15日を過ぎたものは1ヶ月使用したとみなす）行っただけで精算金額を確定し、別途バージョンアップ費用を加えた金額を支払う事を内容とする再契約を締結し直す事ができます。
3. 賃借人は、賃貸人に対し、第1項に基づくレンタル料金を、賃貸人が作成し賃借人に別途交付した請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとし

ます。なお、当該振込みに係る手数料は、賃借人が負担するものとします。

第5条（レンタル物件の引渡し）

1. 賃貸人は、前条第3項に基づく支払の確認後遅滞なく、賃借人に対し、賃借人が賃貸人に対する申込に際して指定した期限（ただし、当該支払後7日後以降の日とします）に、賃貸人が適切と判断した方法によってレンタル物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとし、賃借人は当該引渡しに必要な一切の協力を行うものとします。
2. レンタル物件の使用に必要な製造販売会社もしくはメーカー所定または製造販売会社もしくはメーカー・賃貸人の間で合意した事前点検整備手順（以下これらを総称して「必要手順」といいます）が定められている場合、賃貸人は、前項に基づくレンタル物件の引渡しに当たり、レンタル物件について必要手順に従った点検整備を実施した上で必要手順に従ってレンタル物件を引き渡すものとします。
3. 賃借人は、レンタル物件の引渡しを受けた後2日以内にレンタル物件の性能について検査するものとし、当該期間内に賃借人が賃貸人に対してレンタル物件の性能の欠陥につき通知をしなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとみなします。

第6条（担保責任）

1. レンタル物件の使用につき必要手順が定められている場合、賃貸人は、賃借人に対し、レンタル物件について、必要手順に従った点検整備（動作確認を含みます）を実施していることのみを担保します。
2. 賃貸人は、前項に基づき担保する事項またはレンタル契約に別途定める場合を除き、理由のいかんにかかわらずレンタル物件の賃借人の使用目的への適合性その他如何なる事項（レンタル物件そのものに瑕疵が存する場合を含むが、これに限られません）も担保せず、いかなる点検、整備、修理、補償、その他の行為を実施する物ではありません。

第7条（レンタル物件の取替え）

1. レンタル物件の引渡し後に賃借人の責めに帰すべからざる事由に基づいてレンタル物件が正常に作動しなくなった場合、賃貸人は、賃借人からの賃貸人が別途指定した請求方法の実施によってレンタル物件を取替えるものとします。
2. 前項のレンタル物件の取替えに過大な費用または時間を要する場合、賃貸人は、レンタル契約を解除することができ、賃借人はこれについて一切の意義を述べる事が出来ないものとします。

第8条（レンタル物件の使用保管）

1. 賃借人は、賃貸人が定めた使用条件（賃借人が賃貸人に別途提出する使用確認規程を含みます）および説明書に従って善良な管理者の注意をもってレンタル物件を使用および保管します。なお、これらの使用および保管に要する費用は賃借人の負担とします。
2. 賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
 - (1) レンタル物件を第5条所定の設置場所以外に移動すること。
 - (2) レンタル物件を第三者に譲渡もしくは転貸し、または改造すること。
 - (3) レンタル物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
 - (4) レンタル物件について質権、譲渡担保権、その他賃貸人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
3. 賃借人は、レンタル物件について、第三者から強制執行、その他賃貸人が有するレンタル物件に係る一切の権利を侵害する事態が生じないように保全するとともに、そのような事態が生じた場合、直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。
4. 賃借人は、レンタル物件の使用または保管によって第三者に損害が発生した場合、自らの費用および責任で、その対応に当るものとします。賃貸人は、当該損害の発生が自らの故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第9条（レンタル物件の滅失・毀損）

レンタル契約に別途定める場合を除き、賃借人がレンタル物件を滅失（修理不能および所有権の侵害を含みます。）または毀損（所有権の制限を含みます）した場合、賃借人は、賃貸人に対し、代替レンタル物件（新品）の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償します。ただし、これらについて一部賃貸人の責めに帰する事由が存在する場合は、その責任の割合に応じて賃借人の支払額を減額し得るものとします。

第10条（レンタル物件の輸出の禁止）

賃借人は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用するものとします。

第11条（ソフトウェアの複製等の禁止）

賃借人は、レンタル物件に既にインストールされたソフトウェアに関する製品（以下「ソフトウェア」といいます）について、次の行為を行うことはできません。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡もしくは転貸し、または第三者のために再使用権を設定すること。
- (2) ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること。

第12条（プローブに対する保証）

1. レンタル物件のうちプローブに対する保険については、レンタル期間におけるレンタル費用内にプローブ1本（プローブ2本セットの場合は、各1本ずつまでとする）までの保証（ワランティ）を含む事とします。
2. プローブに保険事故が発生した場合、賃借人は、賃貸人に対し、直ちにその旨を通知するものとします。この場合、当該通知内容および賃貸人が別途賃借人に報告を求めた事項に基づいて賃貸人が予め定めた条件を充足していると判断した場合、遅滞なく新品のプローブと取替えを実施するものとします。

第13条（中途解約）

賃借人は、特段の定めがないかぎり、レンタル期間中に事前に賃貸人に通知の上、レンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還する方法によりレンタル契約を中途解約することができます。ただし、第4条第2項に基づき既に支払済みのレンタル料金の清算および返金は行わないことを、予め了承するものとします。

第14条（債務不履行解除）

賃貸人は、賃借人が次の各号の一つに該当した場合、何ら催告を要することなく通知によりレンタル契約を解除することができるものとします。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払いのレンタル料金、その他金銭債務の残額を直ちに支払うとともに、さらに賃貸人に損害があるときはこれを直ちに賠償するものとします。

- (1) レンタル料金の支払の遅滞、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- (2) 支払を停止し、または手形・小切手の不渡りもしくは電子記録債権の支払不能もしくはそれと同等の事態が生じたとき。
- (3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生、その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
- (4) 事業を停止もしくは廃止し、または法令等もしくは定款上の解散事由が発生したとき。
- (5) 事業に関して、監督官庁による業務停止命令がなされたとき、または、その業務遂行に必要な許認可を喪失しもしくは取り消されたとき。
- (6) 前各号のほか、事業の継続が困難であると客観的な事実に基づき賃貸人が判断したとき。

第15条（レンタル物件の返還）

1. 賃借人は、レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃貸人に対し、レンタル契約終了日までにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に、自らの費用および責任で返還するものとします。なお、レンタル物件の返還について、賃貸人が別途定める規定があれば、賃借人はこれに従って返還を実施するものとします。また、レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合、賃借人は、自らの費用および責任で、そのデータを消去して返還するものとします。
2. 賃借人は、前項の義務の履行を怠った場合、賃貸人に対し、レンタル契約終了日の翌日から前項の義務を履行した上でのレンタル物件の返還日までの期間に1か月あたりの料金相当額15,000円を、遅延損害金として支払うものとします。この損害金の計算については、日割り計算をせずに1ヶ月単位で計算し、1ヶ月に満たない部分については1ヶ月分として計算するものとします。なお、この場合に賃借人による義務の不履行に起因して賃借人その他第三者に生じた損害について、賃貸人は、一切責任を負わないものとします。

第16条（支払遅延損害金）

レンタル契約に別途定めた場合を除き、賃借人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、賃借人は、賃貸人に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第17条（消費税等の負担）

賃借人は、賃貸人に対し、レンタル料金、その他の費用に対する税法所定の税率による消費税額および地方消費税額をこれらの代金に付加して支払うものとします。

第18条（引渡し・返還の費用負担）

1. レンタル物件の引渡しおよび返還に関する運送費等の諸費用（税法所定の税率による消費税額および地方消費税額を含みます。以下同じ）は、賃借人の負担とします。
2. 運送費等の諸費用は、賃貸人が別途定める料金によるものとします。
3. レンタル物件の引渡しに関する運送費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払時に全額支払うものとします。

第19条（損害賠償）

賃貸人が、レンタル契約に違反していたことに起因して賃借人に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、賃貸人に故意または重大な過失があった場合を除き、賃貸人の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、第3条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額をその上限とします。

第20条（裁判管轄）

レンタル契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（特約条項）

賃借人は、レンタル契約について別途書面により特約を締結した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完および修正することを承認します。

以上

【個人情報に関する条項】

個人の賃借人が、レンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。

第1条（個人情報の利用目的）

賃貸人は、賃借人の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」といいます）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、賃借人はこれに同意します。

〔利用目的〕

- (1) レンタル物件のレンタル、販売、各種サービスの提供などの賃貸人の事業につき、賃借人からの申込、賃借人への賃貸人からの提案など当事者との商談に当たり、適切な対応を行うため。
- (2) レンタル物件のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに賃借人の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- (3) レンタル契約またはレンタル物件に関して発生した問題もしくは不具合の解決もしくはこれらの品質向上のために用いるため。
- (4) 賃借人との契約につき、賃貸人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- (5) 賃貸人およびその他のレンタル物件の製造販売会社またはメーカーを含む会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
- (6) 賃借人によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる賃借人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
- (7) 当社における法的措置の実施のため。
- (8) 前各号に付随する行為を実行するため。

第2条（同意の取得）

賃借人の指定する設置場所等の情報に個人情報が含まれる場合、賃借人は、かかる個人情報の賃貸人への開示およびかかる開示につき前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることについて当該個人の同意を得るものとします。

第3条（再委託先への開示）

賃貸人が、賃貸人の責任によりレンタル物件の修理、取替え等に関する業務をレンタル物件の製造販売会社またはメーカーに再委託する場合、賃借人は、賃借人または前条の個人情報の全部もしくは一部を当該再委託先に開示することを予め承認し、賃借人はこれについて当該個人の同意を得るものとします。

第4条（製造販売会社またはメーカーへの開示）

賃借人は、当事者または第2条の個人情報の全部もしくは一部を、レンタル物件の製造販売会社またはメーカーに開示することを予め承認し、賃借人はこれについて当該個人の同意を得るものとします。

以上